

第5回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成26年5月23日（金）午後1時30分～午後3時35分

会場：新潟市役所 第1分館 6階 1-601会議室

出席委員：飯塚委員、植木部委員、大竹委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席者6名，欠席1名）

事務局出席者：こども未来課 小沢こども未来課長、古泉課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

生涯学習課 青少年・地域と学校連携室 佐々木室長

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長 小林課長補佐 成田副主査

傍聴者 有1名

会議内容

1 開会

○古泉こども未来課長補佐

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻になりましたので、これより第5回新潟市放課後児童クラブ検討部会を開会いたします。

司会を務めさせていただきますこども未来課の古泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の部会は議事の過程を明確にするため、内容を録音させていただきますので、ご承知おきください。また、当部会は公開となっております。本日は、お一人の傍聴者がおりますことをご報告いたします。

まず初めに、新年度となりまして部会関係者の交代がありましたので、初めにご案内させていただきます。こども未来課課長の堀内前課長の異動によりまして、小沢にかわりました。小沢課長から一言よろしく願いいたします。

○小沢こども未来課長

それでは、新年度初めての会でもございますので、私のほうから挨拶をさせていただきます。

皆様方委員におかれましては、これまでも昨年度4回の本部会を熱心にご議論いただきまして、大変どうもありがとうございました。私も課長補佐の立場として皆さん方の議論を見守ってまいりましたけども、親からの視点だけでなく、子どもさんからの視点からもご議論いただいているなど、非常にいい意見が交わされていると思っております。また、大変ありがたいと思っております。国のほうで現在いろいろと作業がおくれおくれになっているようですけども、ようやく子ども・子育て支援新制度の概要も見えてまいりましたし、また当部会の議論も進んでいるわけでございます。そうした

中で、新潟市としても子ども・子育て会議の本体会議と別に3つの部会を設けて議論を進めています
が、中でも当部会が一番作業的にも進んでいるような状況もあります。ほかの部会は、国が施設給付
のもととなります公定価格、補助基準みたいなものを、まだ示していないものですから、部会の議論
も進められないことからおくれぎみになっております。今回放課後児童健全育成事業につきましては、
国の基準もこのたび示されましたので、いよいよ新潟市としての基準条例づくりに取りかかっていた
だくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、つい先ごろ、皆さん方も新聞等をごらんになっておわかりかと思ひますけども、放課後児童
の部分につきましては、放課後子ども総合プランを待機児童解消加速化プランの第2弾として策定し
て、全国では40万人とも言われる放課後児童の待機児童、これを30万人解消しようということで国の
ほうも力を入れていくような方向にあるようです。当然のことながら、量の拡大だけではなく、質の
拡充もあわせて図っていくという、これは幼稚園、保育園も同じですが、これを放課後児童クラブに
つきましても図っていくということですので、国の方向性と合わせながらも、また本市の基準づくりに
ご尽力いただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

簡単でございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

○古泉こども未来課長補佐

先回、新潟市小学校長会の会長として本部会の委員であった森委員がご退職されたことを案内をさ
せていただきました。今年度市校長会会長となられました浜浦小学校の本間則昭校長先生に森委員に
かわりまして本部会の委員を務めていただくことになりました。なお、本間委員は今日は所用のため
欠席されております。ご報告いたします。

では、事務局側も変更がありましたので、ご案内したいと思います。まず最初に、昨年度までは子
どもふれあいスクールを所管する教育委員会の部署より西脇副参事にご参加していただいております
が、かわりまして生涯学習課、青少年・地域と学校連携室、佐々木室長に参加していただくことにな
りました。佐々木室長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○佐々木青少年・地域と学校連携室長

佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古泉こども未来課長補佐

それとあと、改めまして私、先ほどご紹介させていただきましたけれども、こども未来課の課長補
佐の古泉と申します。この4月より江南区健康福祉課より異動してまいりました。よろしくお願ひい
たします。あと、ほかの事務局及び関係者、同じ委員ということで、今年度も引き続きお願ひしたい
と思ひます。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思ひますので、議長のほうにお願ひしたいと思ひます。
どうぞお願ひいたします。

2 議事

(1) 国の基準省令と新潟市の条例に定める基準について

○植木部会長

わかりました。どうぞ今日もよろしく願いいたします。

小沢課長のほうから待機児童が40万人いるという、大変な数字の待機児童がいることがわかりました。いわゆる放課後児童クラブに通っている子どもたちは88万9,000人いると言われていまして、全然足りないということがわかるかと思えます。そういった意味で緊急の課題であって、そういう量の確保ということと、それから今日は質の確保、これは職員の質も含めた、この2つにやっぱり焦点を合わせて議論する必要があるかなということを含めて思いました。

先回は、国から出てきた省令（案）について議論をしたわけでありましてけれども、この間4月30日付で国から（案）が取れた、いわゆる省令が出てまいりました。これは、いわゆる最低基準に当たるものでございます。したがって、今日はその国から出たいわゆる最低基準に照らし合わせながら、新潟市のいわゆる条例、これを具体的にどのようなものに組み上げていくかということをご意見をいただくこととなります。そういった意味では、今日は重要な会議になりますので、どうぞ感じられたこと、思ったことをそのまま忌憚なくご発言いただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。それから、今日はもう一つは、後半になりますけれども、子ども・子育て支援事業計画、これの基礎となります放課後児童健全育成事業の見込み量についての市としての算出方法、これを議論していただくということになっているようでございます。この2本立てということでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、その1つ目の前半の資料説明を事務局よりお願いいたします。

○本間育成支援係長

こども未来課、本間です。今年度もよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料説明の前に、事前に委員の方からご質問をいただいておりますので、資料はありませんが、事務局から口頭でご説明、ご回答させていただきます。まず、1つ目ですけれども、放課後児童クラブの時間延長に関連してということで、新潟市の教育委員会のほうで早寝早起き朝ごはんという運動を推進しております。そういう運動と放課後児童クラブの時間延長をされた場合に、子どもの生活にかなり影響があるのではないかとということで、その早寝早起き朝ごはんの推進と両立について難しいのではないかとご質問をいただきました。市の教育委員会では、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるということと、地域社会全体で家庭の教育力を支える機運を高めるという目的で、平成19年度より早寝早起き朝ごはん運動に取り組んでいるところです。また、この部会でも、放課後児童クラブの時間延長につきましては、保育園の閉園時間との30分の差は大きいとか、あと保育園並みの開所時間が必要ではないかというご意見もいただいている一方、児童の健

全育成と保護者支援とのバランスを慎重に考えていかなければいけないといったような意見もございます。あと、子どもと保護者の関係が希薄になってしまい、子どもの育ちに影響が出るといったような意見もいただいております。そういった中で、早寝早起き朝ごはん運動と放課後健全育成事業は別事業なんですけれども、やはり子どもの家庭生活への影響ということでは、互いに関係性はあるというふうに考えております。ただ、両立はできるのかというご質問ですけれども、市としてそれぞれ事業の趣旨はお伝えすることはできるんですけれども、やはり家庭での生活につきましては、個々のご家庭のお考えもありますので、なかなかそのあたりは踏み込めないというところもございます。そういったところにつきまして、今回こういった質問があったということを委員の皆様方もご承知いただきまして、またこれからの議論の参考にさせていただきたいと思っております。また、質問をいただいた委員におかれましては、このような明確なご回答が出せないという事情をご賢察いただければと思います。

2つ目としまして、今回の子ども・子育て会議に市立幼稚園の関係者が委員に入っていないということがございます。その理由についてどういったものがあるのかというご質問もいただいております。あと、市がこのような子どもたちを育てたいというのが見えてこそ検討していただけるのではないかと、そういうことから市立幼稚園の関係者がいないのはどうなのかということのご質問だと思っておりますけれども、市立幼稚園につきましては市の教育委員会が所管しております。事務局側として、教育委員会の事務局職員も本体会議またはこの部会を含む6つの部会にそれぞれ入っておりますので、市立幼稚園の意見につきましては教育委員会の事務局が代表をするという考えによりまして、委員として入っていないということになっております。また、市立幼稚園がありますほかの政令市のところに確認しましたところ、子ども・子育て会議の事務局に本市と同じように教育委員会の事務局が入っているということで、市立幼稚園関係者が委員になっているというところはないというふうに確認しております。事前にいただいたご質問は以上です。今後の意見交換の際にでもまたご議論いただければと思います。

それでは、本日の資料の説明をさせていただきます。まず、資料の3をごらんください。A3の資料でございます。一番左側の項目につきましては、先回の資料では省令（案）となっております。4月30日に正式な省令が公布されましたので、公布された内容に入れかえております。また、事前にお送りした資料1は省令の全文となっております。このA3の資料の右隣になりますけれども、市が定める条例の考え方を記載しております。その隣が新潟市の現状、一番右側が第4回までの部会でいただいた意見となっております。第1条から第3条につきましては、省令の趣旨ですとか目的等になりますので、今回はこの資料3には入れ込んでおりません。具体的基準を定める第4条以降、市の基準としてどのように定めていくかご議論いただきたいと思います。

それでは、第4条、最低基準と放課後児童健全育成事業者ということで、第2項に「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」と明記されております。市としましては、最低基準にあわせて現行より運営を低下させてはならないということを条例に定めることが必要である

というふうに考えております。

次に、第5条、放課後健全育成事業者の一般原則です。第1項、「放課後児童健全育成事業における支援は、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない」とされております。具体的な中身につきましては、省令等では示されておられませんけれども、この表の一番右側の欄、参考としまして一般財団法人こども未来財団が25年3月に出しました改訂版・放課後児童クラブガイドラインで示された放課後児童クラブに通う子どもへの育成、支援内容を掲載しましたので、参考にご確認いただければと思います。

また、左側の省令のほうをごらんいただきたいと思います。次に、第3項、「地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営内容を説明するよう努めなければならない」と示されました。これまでの部会でのご意見でも、地域社会との連携の大切さについては多数ご意見をいただいております。地域や学校との連携は極めて重要であり、条例に反映することが必要と考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんください。第6条です。放課後健全育成事業者と非常災害対策についてです。先回の省令（案）の時点では、毎月1回の避難及び消火に対する訓練が必要とされておりましたけれども、今回正式な省令では「定期的に行わなければならない」というふうに変更されております。また、市としましては、新潟市の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を参考としまして、隣の欄に記載させていただいておりますけれども、第3項と第4項、この2項を加えたいというふうに考えております。非常災害対策におきまして、地域社会や小学校との連携、また指導員、保護者への周知を明記したいというふうに考えております。

次に、第7条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等です。この第7条、第8条、どちらも職員とありますけれども、この後に出てくる第10条でまた出てきますけれども、有資格者を放課後児童支援員と、また資格を問わない職員を補助員というふうに第10条では定義してありますけれども、ここでうたわれている職員というのは支援員と補助員、どちらも対象というふうになっております。市の条例には、職員の要件や技能向上について定めるとともに、市と社会福祉協議会との連携のもと、また職員の知識や技能の向上の機会を提供しながら、事業者に対して基準の内容等を周知していきたいというふうに考えております。

次に、3ページをお開きください。第9条、設備の基準についてです。アンダーラインを引いておりますけれども、「児童1人につきおおむね1.65m²以上でなければならない」というところについてです。市といたしましても、これまでどおりこの基準を確保することを基本とした上で、これまでたくさんの意見をいただいておりますけれども、質の改善へ向け今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、正式に省令が出たことを踏まえまして、この定める面積について改め

て国のほうに確認いたしました。「生活スペースとは、子どもが遊び、活動し、静養したりする放課後児童クラブ専用スペースのことで、廊下や台所・便所などの共用部分は除くこと」との回答を改めて得ました。ただし、廊下については遊びのスペースを兼ねている場合は面積に入れてもよく、事務スペースについては子どもの居場所と離れておらず、子どもが自由に行き来する場合には入れてもよいとの回答でした。本市の各施設の面積につきましては、全て含んでいる施設もありますので、今後改めて精査いたします。また、先回の部会でもこのあたり含むのかということでご質問をいただきまして、第2回の部会での資料に国の専門委員会の議論では全て含むというふうな議論がされていますということでご報告させていただいたところです。そのあたりも確認しました。国のほうでは、専門委員会の議論の中ではそういった話も出たけれども、結果は含まないというふうなことの回答を得たところです。ですので、先回と事務局の回答も異なりますことをちょっとご容赦いただきたいと思います。

次、1ページめくっていただき、4ページ、第10条です。こちらにつきましては、従うべき基準になります。先回の省令（案）と今回の省令、変更となったところは附則で定められている職員の経過措置についてです。案では、「現に業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第10条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間は従事できる」とされておりました。今回の省令では、研修受講についての経過措置のみとなりました。職員の員数につきましては、支援の単位でおおむね40人以下の児童に対して2人以上、資格は第10条で定める資格及び研修を受講した者、ただし1人は補助員にかえることができるといったところにつきましては、省令（案）のときと変更はございません。本市といたしましては、公設のほか小規模クラブ、民設クラブもあります。また、地域の人材の活用ということにも配慮いたしまして、条例につきましては、基準条例ですので、必要とする員数について省令と同様の員数を定めたいというふう考えております。

1枚めくっていただき、5ページをごらんください。第10条第5項です。支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者についてです。省令（案）のときでは、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」との記述だけでございました。正式な省令では、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業者であつてとの条件がつき、小規模クラブに限られております。「放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」としています。このところにつきましても国に確認をいたしました。後半の「その他利用者の支援に支障がない場合」の例示がその前の「放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合」ということで、前半部分が後半の例示であるというご回答でございました。本市では、この4月現在20人未満の小規模クラブが11施設ございます。専任職員を2人配置することは難しいクラブもあるというふう聞いております。このところは、小規模クラブということを考えて、省令と同様に小規模クラブにつきましては2人のうち1人は兼任を認めたいというふう考

えております。

次に、第10条第4項につきましては、参酌すべき基準で再度掲載しております。支援の単位については省令案と変わっておりませんので、新潟市も同様としたいというふうに考えております。基準で定める部分ではございませんけれども、登録児童の捉え方ということで、国の専門委員会の中で示されました毎日利用する児童の数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えていきたいというふうに考えております。このあたりにつきまして、先回の部会でも待機児童を出さないために、人数の捉え方次第では広さは確保できるのではないかなというふうなご意見もいただいております。また、ひまわりクラブの実情といたしまして、資料に新潟市の現状のところにも記載しておりますけれども、24年度の出席率が平日平均が74.9%となっております。そういったところも念頭に入れていただきたいというふうに思っております。

次に、第11条、利用者を平等に取り扱う原則、第12条、虐待等の禁止、第13条、衛生管理等について。児童が安全に健やかに過ごすために、児童への暴力や不公平な取り扱いがないよう必要な基準として、省令のとおり条例に定めていきたいというふうに考えております。

次に、6ページをごらんください。第14条、運営規程についてです。ゴシックのアンダーラインを引いております利用定員を定めることについて、先回の部会でもメリット、デメリットなどご議論いただいたところです。新潟市といたしましても、第9条第2項にあります児童1人当たり1.65平米以上という基準を満たす、定員ではないですけども、収容人員的なことを施設ごとに把握しておく必要があるというふうに考えております。

そこで、資料5をごらんいただきたいと思います。A4縦の両面の資料です。少し字が小さくて申しわけありません。新潟市の放課後児童クラブの施設の状況一覧です。右端から4項目め、ちょっと小さくて申しわけないですけども、収容可能人員と記載しております。施設の面積に1.65平米で割った数字を収容可能人数として参考表示させていただいております。その右隣の欄が26年4月1日現在の在籍児童数と収容可能人員との差を示しているものです。この差でマイナスになっている施設は、それだけまだ余裕があるということになりますし、網がけでプラスの数字が入っているところにつきましては、その分1.65平米を下回っている狭い施設であるというふうに整理をしております。既に収容可能人員をオーバーしている施設が16施設ございます。今現在こういう状況です。また、先ほど説明もありましたけれども、この施設の面積につきましては生活スペースのほかにも玄関等も入っている数字ですので、面積につきましても今後精査をしていきたいというふうに考えております。

それでは、再び資料3の6ページに戻っていただいてもよろしいでしょうか。説明の途中でしたけども、第14条の運営規程についてです。こちらにつきましては、事業者が事業所ごとに定める運営規程について規定しているものでございますので、基準条例としましては省令と同様といたしたいというふうに考えております。

次に、その下ですけども、第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条、秘密保持

等、第17条、苦情への対応です。第16条につきましては、秘密保持は「その職を退いた後も同様とする」という一文を加えまして、退職後におきましても守秘義務が継続されることを明記したいというふうに考えております。また、苦情対応の体制整備につきましては、第17条について省令と同様に定めたいというふうに考えております。

お手数ですが、1枚めくっていただき、7ページをごらんください。第18条、開所時間及び日数、第19条、保護者との連絡についてです。こちらにつきましても省令のとおり定めたいというふうに考えております。開所時間につきましては、平日1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとし、開所日数につきましては年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとしたというふうに考えております。なお、公設のひまわりクラブの開所時間につきましては、さまざまな意見をいただいております。今回の基準につきましては基準条例でございますので、ひまわりクラブの開所時間等につきましては今回の基準条例とは別にひまわり条例で定める部分でございますので、次回の部会以降にさらにご検討いただきたいというふうに考えております。

次に、第20条、関係機関との連携、第21条、事故発生時の対応です。第20条についてですけれども、省令に加えて下線部の「並びに必要な応じ児童相談所、児童委員その他の関係機関と」を追記しまして、連携していくべき機関をより具体的に示したいというふうに考えております。21条につきましては省令と同様とし、事故発生時の対応について明らかにしたいと考えております。

長くなりましたけれども、資料3の説明は以上です。

続きまして、資料4をごらんください。A4で左肩ホチキス留めの資料です。こちらにつきましては、ご議論いただいております基準条例の骨子案につきまして市民の皆様から意見をお伺いするためのパブリックコメントの案となります。1の趣旨、背景につきましては、このペーパーの中ほどですけれども、この部会を設置しまして基準条例の骨子案をまとめたということに記載させていただいております。

2つ目の目的と位置づけにつきましては、本文の下から2行目でございますけれども、この条例が最低基準という位置づけではなくて、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的な事項を示し、望ましい方向を目指すものであるとさせていただきました。

2枚目以降の概要につきましては、本日改めて議論をいただきまして修正させていただいた上、このような形で6月末ごろに公表し、市民の方からご意見をいただきたいと思っております。なお、この骨子案につきましては、6月定例市議会のほうにも協議会報告をして、パブリックコメントに備えるというふうに予定しております。

次に、資料6をごらんください。A4横の両面刷りのものです。こちらは、平成24年4月から現在まで市に寄せられたご意見をまとめたものです。個人からいただいたご意見15件こちらのほうには記載させていただいております。議論等にまた参考にしていただければと思います。

以上、大変長くなりましたけれども、前半の資料説明は以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。この後順番に委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、その前に、済みません。もう一点だけ再確認させてください。説明の中で、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上のこの専用区画の考え方について、審議会の議事録ではなく国の回答を優先するのだと、それについて口頭で今説明がありましたけれども、それをゆっくりもう一度復唱していただけますか。

○本間育成支援係長

第9条の設備の基準のところでも口頭で説明させていただいたところですか。

○植木部会長

はい。

○本間育成支援係長

国に確認して回答いただいた内容ですけれども、生活スペースとは、子どもが遊び、活動し、静養したりする放課後児童クラブ専用のスペースのことで、廊下や台所、便所などの共用部分は除くこととの回答でした。ただし、廊下については、遊びとのスペースを兼ねている場合は面積にも入れていると、あと事務スペースについても、子どもの居場所と離れておらず、子どもが自由に行き来するような場合は入れてもよいとのご回答でした。ここで事務スペース、学校の空き教室を使っているようなクラブにつきましては、事務スペースが子どもたちのすぐ脇にありますので、そういった施設についてはカウントしていいというふうに解釈できます。

以上、ちょっと口頭での報告になりましたけれども、国のほうにはこういう確認をしております。

○植木部会長

わかりました。とても重要な部分ですので、再度確認をいたしました。ありがとうございました。

それでは、順番に委員の皆さんからお気づきの点について忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

まずは、飯塚委員、いかがでしょうか。

○飯塚委員

今私が一番関心がございますのは、子どもたちの放課後の過ごし方です。長らく地元の自治会長を仰せつかっているんですが、放課後の子どもたちの様子を見ていますと、ある一定の子どものところにはみんな集まって、テレビゲームか何かやって、親が帰ってくるまでそこで大半過ごしているという場面を随分長らく見ているんです。放課後の子どもの行き場所というか、これはやっぱり地域としても考えてあげなきゃいけない大変重要な問題だと思っていまして、私どものところの自治会は集会所があるものですから、そこを開放して、そこは勉強したい子、あるいはテレビゲームをやりたい子、それぞれ部屋がありますので、自由に過ごさせているんですが、やはり誰か監視と言うとあれですが、

大人がついていないといけないという状況があるんです。野放しにはできないという状況がありますんで、なかなか放課後子どもたちを見守ってあげるというボランティア精神旺盛な方がはっきり言って町内には少ないんです。お母さん方は共稼ぎで、夕方しか帰ってこない。私のところの場合は、集会所を開放しているんですが、集会所ですと誰かが見ていなきゃいけないというんで、子どもたちが余り集まらないです。特定の子どものうちへ集まって、親が帰ってくるまで、恐らくテレビゲームだと思んですが、もう三、四人グループをつくってやっているというのが現状です。だから、放課後の子どもたちの居場所を地域がどう考えてやるか、これはもう長らく私は自治会長をやっているんですが、悩みの種の一つでもあります。だから、下手に地域の協力と理解がないと、これはなかなかできないことだなと考えております。いまだに悩みというのは非常に多ございます。私の自治会の状況はそんなぐあいでございますんで、ちょっと申し上げた次第です。

○植木部会長

ありがとうございます。

○飯塚委員

それと、つけ加えますと、私は西警察署の防犯協会の副会長もやっています、西警察署の生活安全課とは密な連絡をとっているんですが、どうも最近子どもたちの万引きがどんどん低年齢化しているんです。地元のスーパーやショッピングセンターではやらないんです。陽気がよくなりますと、自転車で乗って全然学校区外のそういうショッピングセンターで万引きをやって補導されるという報告をしばしば受けています。私どもの役職の立場からして、これも見逃せない大事なことだと思っております、何とか子どもたちに万引きをさせないということで、私どもはイオンの青山店とか、西地区にも大きなショッピング街がありますんで、以前は定期的に万引き防止に回っていました。しばらく途絶えていますんで、最近また警察からそういう報告を受けていますんで、特に春休みとか夏休みのときに多いんです。再びショッピングセンターの巡回をやりたいと、ことしあたりからはですね、計画してございます。

こんなところでございます。

○植木部会長

ありがとうございます。地域社会との交流及び連携に関しては、条例案の中にも含まれているわけでございますし、また全地域にわたる健全育成事業、いわゆるこの放課後児童クラブも含めた健全育成というのが空白期間をつくらない、空白区間をつくらない、満遍なく健全育成事業ができるような体制を整えることが重要だというふうに受けとめました。ありがとうございました。

では、大竹委員、伺います。

○大竹委員

いつも資料を事前にきっちり送っていただいていたので、ちょっと今回は大事なところが当日配付になってしまったので、しっかり見るができなかったもので、やはり全部送っていただきたかった

なということをまずお願いいたします。

今見せていただいた中で、ああ、やはりそうかなと思ったのが、放課後児童クラブに関する意見というものをまとめていただいています資料6です。ここの中の最初に開設時間について述べられていますが、意見が出てきたといいますか、私もこのことについてちょっと懸念しておりました。確かに保護者と預かり時間がとにかく長くなればいいというものではなくて、保護者と子どもと一緒に過ごす時間というのがやはり大事なことかなというふうには思います。ですが、今こうやって世の中の流れを見てみると、女性の就労が要求される時代の中において、子育てのために仕事をやめざるを得ない人たちとか、続けられない人などがいるというような現状を考えたり、またその送り迎えのためにそういう短時間で就労可能なところにかわっていくとか、いろいろなことも課せられている状況の中で、やはり今求められているのはどのくらいのことなんだろうということをお前回子ども・子育て会議の中でニーズ調査をいたしまして、それは参考にすべきだというふうに思うんですが、見てみますとやはり一番多いのは、今ここ、新潟市の現状のところにも平常時授業期間、放課後から午後6時半というのがまあまあ多い時間、希望される多いところかなと思いますけれども、今回の意見についてまとめていただいたところを見ると、やはり6時半では間に合わないというような希望がありますし、保育園でも7時までなのに、なぜ小学校に入って6時半で解放されてしまうのかというようなところを考えると、ここのところは、新潟市の条例、最低のところの基準を定めるわけですから、そここのところの兼ね合いもちょっとあるんですけれども、延長が可能なような何か文言というか、6時まで預かることができるようなことを6時半としてしまったことは、何かそこで終わってしまいそうなんですけれども、そうじゃなくて必要なクラブについては7時まで可能ですというようなことが何か盛り込まれるような文言があったらいいなというふうに考えたんですけれども、どんな方法があるか一緒に考えていただきたいというふうに思います。

もう一点はスペースの問題です。今事務局のほうから、国の回答で廊下、それからトイレ、そういうところは含まないということをお回答いただいたとご説明がありましたけれども、前回附帯設備を含めて1人1.65では、附帯設備が充実するごとに児童の占有するのに加えてということをお申し上げました。そしたら、そういうところは含まないということになったので、ちょっとほっとしたところなんですけれども、それも最低の基準なんだということをやっぱり念頭に置きたいと。そして、今この、今回ちょっとはつきり私自身が理解していないんですけども、この1.65を定められたときは高学年の児童を預かるという前に定められた基準かなというふうに思います。今、今度高学年、6年生まで預かったときもこの基準が変更されないというのはどうなんだろうということと、それから高学年であれば行動範囲も広がる、動きも大きくなる、体格も大きくなるということであれば、やはりそれなりに基準も引き上げていくべきかなというふうに思います。

それと、平均利用者、一時的に利用する児童の数がありますよね。それについても、そこを平均にならして試算しているというようなことがありましたよね、この利用について。一時的に利用する児

童の数は、じゃピークのときにはどうなんだろうというのがあるんです。そんなこともちょっと気になったところです。済みません。うまく言えませんでしたけれども。いろいろとまだ気になる部分はありました。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。開所時間に関しては、これはこの条例で定めるというよりも、この案を見ると別途運営規程を定めて、その中に定めるという解釈でいいですか。この条例（仮称）骨子案の3ページの（4）のその他に含まれる内容かと思いますが、この条例では具体的な何時から何時までということが条例の中に含まれるわけで、そういう解釈ですか。

○本間育成支援係長

今ご議論いただいているのは市全体、民設、公設を含む全体の基準条例になります。ですので、開設日数と、あと必要な開設時間、1日3時間以上、土曜日であれば8時間以上とか、そういったことは基準条例で定める必要がありますけども、今ほどご議論いただいている6時半がいいのか、それ以降延ばすほうがいいのかということについては、それぞれの事業主体の判断になります。それは運営規程とするとか、そういったことになりすし、公設のひまわりクラブにつきましてはひまわりクラブ条例がありますので、そこには開始と終わりの時間載せてございますので、この基準条例のご議論が終わった後、次回の部会以降に、公設のひまわりクラブをどうすべきなのかというところをご議論いただきたいと思いますので、大竹委員のおっしゃった閉所時間につきましては、ひまわりクラブの条例のときにまたご議論いただければと思います。

○植木本部長

わかりました。それから、いわゆるスペースの確保という意味での最低基準、これがそれを当然上回るもので、この条例の骨子案の表現を見ると、1ページ目の最後のほうですが、望ましい方向を目指すものであるというふうな表現です。これを読んで最低基準を上回るものというふうに解釈できるかどうかということが重要だと思うんです。我々、こうやって説明を受けて議論をすれば、最低基準を標準にして倣うというのではなく、それを当然上回るものでなければならぬと理解できるんですけども、このあたりの表現をひょっとしたら明確にしていく必要がある、それを下回ってはならないということを確認にする必要があるのかなというふうに感じました。

それから、3点目のところで、登録児童の算定の仕方です。平日が74.9%ですか、これを掛け算するんだという説明がありましたけれども、この74.9%というのは全体の平均値ですよ。そうすると、当然施設ごと、あるいは事業者、事業所ごとの差というのが出てくるわけであって、それを考慮しながら把握していく必要があるというふうに思われますけれども、当然そのあたりは配慮されるという前提ですね。

○本間育成支援係長

はい。74.9%というのは、今現在の現状をお示ししたということで、実際の平均利用の数え方につきましては、国のほうから具体的に示されていないんですけれども、第3回目の部会の資料にもつけさせてもらったんですが、週5日使う子、週3日、週2日、そういった使う日数によってちょっと計算していくのが国のいう平均的な数え方なのかなというふうに考えておりますので、第3回目の部会資料のほうをまたご確認いただければと思います。74.9というのは参考に、24年度の出席率を参考情報としてお伝えしたわけですので、それによって数えるというものではございません。

○植木部会長

つまり大竹委員のご指摘のところが、1つはそういった事業所ごとに差があるだろうということと、それからマックスの日とそうじゃない日と、その平均をとると、じゃマックスのときに足りなくなるんじゃないかというような懸念があるということとをずばりおっしゃっていただいたわけであって、そのあたりやはり利用者といいますか、保護者の懸念される部分だと思いますから、明確に回答ができる制度としておく必要があるかなというふうに感じました。大竹委員、ありがとうございました。

では、山賀委員、お願いいたします。

○山賀委員

私のほうは、全体として特に、新潟市がこれから条例を起こすに当たって、今まで議論してきた中で大枠は整ってきたのではないかなと、共通理解はできてきたのではないかなというところはありません。

あと1点、私もちょっと事業を運営している関係もあったので、確認なんですけど、こういう形でいろいろ制度、条例が変わってくると、実態と条例の乖離といいますか、実際に運用してから、じゃどうなっているんだろうかというところは、例えば社協さんのほうが常にチェックをしていくのか、行政とともに、私どものような者は監査とか、そういうような形でチェックをしながら、目指すべき方向と実態の乖離があるときはお互いに改善をしていくとか、そういうのはあるかと思うんですが、この辺は今後どうなっていくのかなというのが1点確認したいところです。

植木部会長 今回答えますでしょうか。

○本間育成支援係長

今までは、特に条例等で市の役割はなかったんですけども、今後はそれぞれのクラブの事業者から届け出もしていただきますし、また市のほうで指導、助言をしていくことになりますので、やはりそういったところは、どういったやり方、今までやったことのないことですので、それについては研究をしながら、各施設目配りをしていきたいと思います。

○植木部会長

よろしいですか。

○山賀委員

はい。

○植木部会長

ありがとうございました。

山岸委員、お願いします。

○山岸委員

私も同じように、大体まとめ始めているのかなと思うんですが、裏づけというんでしょうか、一番懸念しているのが時間延長になった場合、質を上げる場合、やはり指導者の質を上げるためにも金銭的な部分の補償であったりとか、研修内容の検討が非常に必要になってくるのかなと思っています。そのあたりをある程度補償してもらえる方向でいていただきたいというのが1つあります。子どもたちに直接やっぱり育ちの部分でかかわってきますので、実際に現場で働く方たちが延長になった場合どんなふうになっていくのか、また待機児童がいたり、施設がだんだんふえてきたり、それから6年生までという方向になってきますと、またもや子どもたちもふえてきますので、そういったときのフォロー体制、先回もお話ししましたが、障がい児への配慮であったり、軽度発達障がい児への配慮だったりという場合に人数的にもふやす必要がある場合もかなり出てくるかと思うので、そういった部分で何とか新潟市でも補償をしてあげていただきたいという部分があります。

それと、ちょっと今回条例と離れるかもしれませんが、女性がだんだん働くようになってきて、こういった預かる場所がふえてくるのもいいんですが、子どもと向き合う時間の保障も必要だなというのはずっと変わらず思っています。そのためには、難しいでしょうが、社会的な仕組みがある程度やはり女性に対して変わって、本当に一時期だけなんです。その大事な時期を逃すと、子どもたちの育ちにすごく悪影響が及ぼされることがあります。お母さんが子どもと向き合う時間もどうにか何か手だてを考えて、保障をしていく必要があるんじゃないかと、社会全体がちょっとそういった方向で、一時期だけでも少し早く帰るような工夫であったりとか、保障をしていくということも必要なのかなと思っています。

以上です。

○植木部会長

ありがとうございます。職員の資質に関することも含まれるかと思えます。こういった条例をつくると、職員がすべきことというのがだんだん具体化されていって、職員たちも忙しくなるかもしれません。そういった中での労働条件の改善ということと、それからもう一つは、今山岸委員、最後のところで言われました親子のつながりというか、きずなというか、かかわりというか、やっぱりそういったものも大事だということを意識しながら仕事ができる職員といいましようか、親御さんがいないところでお子さんを預かる職員ですから、そうしながらも、一方では、じゃ親子のきずながつながるような、あるいは深まるような、そういった支援も専門的な力量を発揮しながらしなければいけないということ認識していただけるような質の高い職員をやっぱり採用して養成していくということにかかっているのかなという感じがいたしました。したがって、国から出た省令に関しては、そうした

質の担保に関して研修を受けるとか、あるいは放課後児童支援員という初めての資格、これが明記をされました。そして、原則的には支援の単位ごとに2人以上、2人以上ということは3人置いてもいいという解釈ですので、まさに最低基準です。そういったようなことが含まれております。このあたり、最低基準を下回らないような量と、それから質の担保、これが明確に規定されるような新潟市の条例にしていくということが今確認できたかなと、こんなふうに思います。どうもありがとうございました。

では、山田委員、お願いします。

○山田委員

この部会でもたびたび地域との連携という言葉が使われるんですけども、この基準を見てもやっぱり地域との連携とか、地域社会に対する運営内容の適切な説明という言葉が入っているんですけども、つい先日なんですけども、私の中ですごく衝撃的だったのが、子どもが通っている小学校にひまわりクラブ第2がいつの間にかできていて、それを知らなかったんです、私。私だけが知らないのかと思って周りにも聞いてみたら、うわさで知っていたとか、えっ、どこにできたのというような話題で、夏休みに今行かせようとしている保護者がうちの子どもはどっちになるかわからないとか、あと第2がどこにできたのかを知らないでいる親御さんが結構多くいらして、こんな状態でいいのかなという、一定の親だけが知っていればいい、関係者だけがわかっていればいいというクラブの運営の仕方では今後大丈夫なのかなという気持ちがちょっと芽生えたというか、ちょっと自分でもこういう部会に所属しているのに、知らなかったことにすごくショックを受けて、そんな出来事がありました。もう少し地域にアピールするまではいかななくても、報告という言葉はおかしいですけども、こんな活動をしているとか、こんなことがあったということをお知らせなりしていくことが大切かなと思いました。

以上です。

○植木部会長

これは、利用する立場の方でないと気がつかないところですね。我々は、当然そんなことは説明がされていて、周知された上で分割されていると思っておりました。国の省令を見ても、第5条の3項のところ、児童の保護者及び地域社会に対して事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないという文章が明確に書いてあります。したがって、この部分は新潟市の省令にも意識して組み込んでいく必要があるなというふうに思いました。そのあたりで、なぜそんなそごがあったかみたいところで、事務局で何か予想がつかますか。

○本間育成支援係長

山田委員のおっしゃる場所は、すぐ頭に思い浮かんだところです。施設整備のほうでちょっと我々の想定していた工程が遅れ遅れになってしまって、なかなか適した開設、分割日時を前もって余裕を

持ってご説明できないという状況になってしまいまして、そのあたりで保護者会への説明なり、自治会長さんへの説明が本当に間際になってしまい、保護者会に参加した方とか、特定の人たちだけが最初に知って、その後区役所だよりとかコミ協だよりとかで周知するわけではなかったので、情報が一部にとどまってしまったということがてん末です。今後はそういったところは余裕を持って我々も整えていきたいと思ひますし、地域への周知につきましても早目早目にしていきたいと思ひますので、今回の件は本当にいろいろご心配やご迷惑をかけ、申し訳ないというふうに思っておりますので、反省しております。

以上です。

○植木部会長

山田委員、余りよろしくないかもしれませんが、こういったところでよろしいでしょうか。

○山田委員

済みません。ほかのところが通常開設する場合は、何かPRの手だてというのだと、通常どんなふうになっているのでしょうか。

○本間育成支援係長

今までも、私2年目ですけど、過去の話も聞いても、やはり地元の自治会なりに、自治会長さんに教えたり、保護者会に説明したりする程度で、特に、そのあたり社協さんは独自に何かやっていたか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

いや、それはこども未来課さんと歩調を合わせて、保護者会ですとか、そういうところで説明をさせていただくということなので、全体の保護者の方に届かないというのは、それは……。

○山田委員

保護者会というのは、ひまわりクラブの保護者会。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

はい、そうです。

○本間育成支援係長

本来であればPTAだよりだとか、学校さんをお願いして、学校の定期的に、学校もよく週1ぐらいそういうのを出しますので、そういったところにお知らせするようにすればよかったのかもしれませんが。そのあたりがちょっと抜け落ちていたということで、今後そういうふうに段取っていききたいと思ひます。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

その移転の時期につきましても、今会長さんがおっしゃったとおり、こども未来課さん早目に早目にとということで動いていただいているんですが、どうしても年度末のぎりぎり、3月の二十何日とか

になってしまうような状況でございまして、それについてはもうことしかなりたくさん検討が進められるということなので、早目に保護者の方ですとか地域の方にお知らせできるように社協のほうでも心がけるようにやりたいと思っております。ありがとうございます。

○植木部会長

どうぞ。

○大竹委員

今の説明だと、ひまわりクラブ利用者の保護者に関しては当然ですけれども、学校、PTA、保護者に対して説明するというようなお話でした。それだけでいいんでしょうか。というのは、今ここで言っているのは地域との連携ですよね。それを前面に打ち出すということであれば、学校区のある地域に対して、ここに今こういう状況で、ひまわりクラブいっぱいですから、分割します、この場所についていついつからこの手順で開設の運びとなりますというような説明を地域に対して行うべきだというふうに私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○本間育成支援係長

自治会長さんを通してそういった説明も確保しているんですけれども、まだそれだけでは不足な部分が多分にありますので、そのあたりは周知の仕方、やっぱり知っていただくこと、子どもたちに関心を持っていただくことも大切な要素だと思いますので、大竹委員のおっしゃるとおり、周知の方法は改めていきたいというふうに思っています。

○植木部会長

そういった事柄って、区ごとの自治協議会では報告がされるわけですよね、きっと。

○本間育成支援係長

今のところ、そういった自治協への報告はないです。

○植木部会長

少なくとも自治協議会へ報告等があって、それが下においてこないそごかなというふうに思ったんですが、そうでもないということを考えると、ますますその地域への周知ということがされていないということが今明らかになったわけであって、条例を絵に描いた餅にしてはいけません。したがって、具体的にどういう方法でさまざまなことを地域の方に伝えていくかということ、これは連携ですので、これは意識して取り組んでいく重要な部分かなとも思いました。皆さん、ありがとうございました。

せっかくですので、今日、市社協の指定管理の課長さんが来ていらっしゃるから、今日の内容を受けて実際の事業者として少しご意見を伺いたいと思うんですが、その前に私のほうからちょっと幾つか確認をさせてください。まず、この資料4ですけれども、骨子案の中の2ページ目に該当するかと思いますが、3の概要の(1)、総論関係①、「放課後児童健全育成事業者の一般原則等として以下の内容等を定める」、一般原則がここに定められるということになりますね。ただ、この中身をちょっと見ますと、国が出している省令でいうところの事業における支援の内容、これがここに含ま

れていないわけです。一般原則のうちの事業における支援の内容というのは、この資料の4の骨子案の中のどこに含まれる形になりますか。例えば資料3の1枚目の第5条のところを見ますと、放課後児童健全育成事業者の一般原則ということがあって、放課後児童健全育成事業における支援はとありますよね。それで、太字、ゴシック体の下線が引いてある、これとても重要なところですよ。これだけでは内容がわからないので、その右のところの米印の3項で改訂版放課後児童クラブガイドラインの中身を引用して説明をしておりますよね。ここととても重要なところで、つまり事業者が何を具体的に支援として行うべきかということが明確にされているわけです。さらに、この改訂版のガイドラインにおいてその具体的な項目を挙げているということになるわけですけれども、それはこの骨子案の中のどこに含まれますか。

○本間育成支援係長

大変申しわけなかったんですけども、大切なその支援の内容が骨子案からちょっと漏れている状況ですので、このあたりは改めて追加した上で委員の皆様にお示しをして、また確認をいただきたいと思っております。

○植木部会長

案ですんで、今日吟味していただいて、それでまた確定していってもらおうかと思っておりますけれども。

それから、全然違う話になりますけれども、職員の資格、放課後児童支援員という新しい名称がでてきました。この支援員は、その任用の仕方については各項で書いてありますけれども、そのあたりもう一度委員にわかるように説明ができますか。この新しい資格がどのような形で任用されるのか。放課後児童支援員の資格のことについて、もう少し丁寧に説明してください。

○本間育成支援係長

資料3の4ページをご覧くださいと思います。こちらについては、第10条ということで支援員を置かなければいけないとか、支援員の数ということで第1項、第2項にそれぞれ書いております。

第3項に放課後児童支援員は何ぞやというものを記載しております。第1号が保育士ということで、保育士であったり、社会福祉士、あと教員免許を持っている者、第3項にありますけれども、各号の資格を有していて、さらに都道府県知事が行う研修を修了した者を放課後児童支援員というふうに呼びます。各号の中に保育士資格とか、社会福祉士資格もあるんですけども、この第3号にありますけれども、簡単に言えば高校を卒業した方が2年以上児童福祉事業に従事した者、2年以上従事して都道府県の研修を受ければ、放課後支援員という資格を得るというものでございます。あとは、幼稚園とか小学校の教員とか、あと細かいんですけども、それぞれの分野の大学院、大学を卒業した方とか、そういうふうになっています。一番最後の第9号、こちらも高等学校を卒業して、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者、こちらは、第3号は児童福祉事業に従事したとなっておりますけれども、第9号は放課後健全育成事業に類似する事業というふうになっていきます。この類似なんですけれども、このあたり明確にまだ資料的に示されていませんけれども、聞くと

ころによると放課後子ども教室のスタッフが当たるのかなというふうに聞き及んでいます。ただ、国のほうから具体的にこの方であるというのはまだ文書では来ていないということですので、児童福祉施設で経験を経て都道府県の研修を受ければ、支援員という有資格者になるというのがこの第10条第3項でうたわれております。

○植木部会長

この各号に該当する基礎資格の上に研修を修了した者と、この2段階の認定で放課後児童支援員という資格が付与されるというふうな仕組みになるわけですね。そうすると、そのうちの2年以上児童福祉事業に従事する、これは高卒でもいいという話でしたけれども、そういったことと、それから類似する事業というのが、これは放課後子ども教室のスタッフが該当する可能性があるということで、このあたりはまた今後明確に出てくるものと思われまます。それから、都道府県知事が行う研修の中身についても、恐らく今後国から明確な研修の中身が間もなく出てくるというふうに思われまますが、この放課後児童支援員のほかに補助員という資格、この2つ、もしくはこれを資格というふうにいふべきかどうかわかりませんが、職員の名称が出てきます。したがって、有資格者を放課後児童支援員、資格がない者を補助員というふうに定義をするとすれば、基本的には放課後児童支援員を2人以上配置することになるけれども、そのうちの1人は補助員をもってこれにかえることができるということが1点ですね。

それから、小規模の児童クラブに関しても規定がありました。これは、その次のページの5ページになりますが、20人未満の場合は、これは放課後児童支援員が1人いなければいけないというのは確かなんだけど、原則2人でやって、そのうちの1人は兼務者でよい、こういう解釈になりますよと。ですから、小規模児童クラブは職員が1人でもいいというのではないということは明確に言えるわけですね。ありがとうございました。

では、済みません。社協からご意見と言いながら前置きが長くて、申しわけありませんでした。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

発言の機会をいただきありがとうございます。新潟市社協地域福祉課の高橋と申します。よろしくお願いいいたします。

まず、1点目は、施設の専用スペースの関係でトイレ、玄関などの共有部分は含めないというお話が本間係長さんからありまして、非常にほっとしているところでございます。以前からこのスペースの関係につきましては、実際に運営する中では非常に矛盾を感じていたところでございまして、今回はっきりとそういった方向性が出たというのは、非常に現場のほうとしてもうれしく思っているところでございます。あと、事務室に関しましても、基本的には現金を扱っていたり、子どもによっては服薬の援助をしたりということもありますので、子どもたちはふだんは入れない場所というふうにしております。静養スペース等で使っているところもありますけれども、ですので基本的には事務室はスペースには入らないというふうになるのかなと思っております。あとは、このスペースの関係で、な

ぜ1.65が出たのかということをし少し調べさせていただきましたところ、もともと小学校の教室が66平米ぐらいだということで、それを40で割りますと1.65というようなことも植木先生からも情報をいただいております。それから考えましても、そのスペースにはトイレはありませんし、廊下もありませんので、考え方としましては整理がつくのかなというふうに感じております。ただ、これから、今の資料の5番でお示しいただいた部分については、その部分は反映されておられませんので、その部分がどういう形になるのかということのを早急に検討する必要があるかなと感じております。また、専用スペースということでございますので、例えば亀田東のほうは児童館内ということでかなり、1日30分ぐらいしか使えない部分についても100平米ぐらいプラスされているという現状であります。やはり現状に合わせた形で、児童の生活する場として新潟市としてどう考えていくかというところを精査した上で、来年度の高学年入会に向けて検討していただく必要があるかなと思っております。

それから、先ほども委員の皆さんからお話しいただいておりますが、人数の考え方ということで、植木先生からもピークのときがどうなるのかと、平均をとっていいのかということがございまして。現場のほうとしましては、やはり決まった曜日に全員集合という日もございまして、それを考えたときに、子どもたちの本当に健全育成の場として、この平均をとることがどうなのかというあたりは委員の皆さんからご検討いただいているようでありまして、特に夏休み前になりますと、児童数の多いところについては一気に10人ぐらいふえて、また9月以降に10人ぐらい減るというような状況もございまして。それを考えますと、かなりスペース的には余裕を持った形にしないと、年度の中でもオーバーするというときがあるということが現実として発生しておりますので、その辺についてもご検討いただければと思っております。

今回この子ども・子育て支援法の改正ということでございまして、新潟市の場合、待機児童を出さないという方針で来ておりますし、私どもとしましてはできる限り児童を受け入れるという形で、施設改善のできていないところも含めまして、何とか工夫してやってきております。ただ、実際のところ、高学年の子どもが入会するとなりますと、1年生の体よりは1.5倍とか、生活環境としては必要な部分が出てきますので、ぜひその辺のところはきちんとした基準を設けていただいて、基準に満たない場合には、早急に施設改善を行っていただけるような仕組みをお願いしたいと思っております。

子ども・子育て支援という法律ですが、子育て支援という部分では待機を出さないという意味で、非常にその部分については手厚い方向性が出ているかと思うんですが、子ども支援という部分で、実際子どもの健全育成、子どもの側から見た施設、楽しく過ごせる施設なのかどうかという部分についても検討をしていくというのがこの条例改正の目的かと思っております。そこに立ち戻っていただいて、ぜひ子どもの目線でいろんな部分、施設のほうもそうですし、検討していただければと思っております。子どもは、少し狭くても文句言いません。介護施設等で決まったところに入っていると、基準どおりに入らないと条例違反になるというところとはまた違って、それを現場の職員が日々工夫しながらやっているというのが現状でございまして。ぜひその辺につきましても、委員の皆様から今後の新潟市の子育

て支援、放課後児童健全育成事業を利用した子どもたちがどう感じて、この新潟市でこのクラブに行きよってよかつたなと思われよるよな方向に行きようにござ助言をいただきて、見守りていただければと考えております。

ちよっと長くなりましたが、以上でございます。

○植木部会長

ありがとうございます。重要な言葉をいただきました。子ども支援が最優先だということですよ。年度途中でケース・バイ・ケースで狭あい化してしまふというのよ、これは避けなければいけません。それによつて子どもたちの健全育成に不利益が及ぼさるということになれば、それも避けなければいけなひ。あらかじめ予測できることは、やっぱり私たちがそれを防止をして、子どもたちを守つていかなければいけなひ。そういう意味でも条例の中身を具体的に吟味し、そして正確なものとして制定していきよということが重要かなと、こんなふうに感じました。ありがとうございます。

ちなみに、この新潟市の条例案に関しては、6月4日に子ども・子育て会議の本会議があるんですよ。そこに報告をされるというふうになります。その後いわけゆる一般市民に向けたパブリックコメントをかけるよ、こよういよ2段階の手はずになつていよるというふうにお聞きをしております。ただ、今日出てきたこの案に関しても、やっぱりさまざまなところでも修正をしていく必要があります。これも早急に吟味して修正をかけて、やはり一度委員に返さなければいけません。そして、委員の合意を得て、また事務局に戻して、その後6月の4日に間に合わせよるというふうなタイトなスケジュールになりますけれども、このあたりは重要な手続になります。事務局も大変でしょうけれど、そのあたりひとつどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、次の後半の議論に移りたいと思ひます。続けて事務局、よろしくお願ひいたします。

○本間育成支援係長

それでは、資料7をご覧ください。A4ホチキス留めのものです。こちらは、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法についての資料でございます。27年4月からスタート予定の新潟市子ども・子育て支援事業計画、こちらは27年から31年までの5カ年の計画期間で、地域の子ども・子育て支援について事業計画、また量の見込みを記載するよるというふうにされております。また、6月4日の本体会議でも事業計画について議論される予定になつております。本日この部会におきまして、量の見込みの算出方法について皆様のご意見をいただきたいよるというふうにお考えしております。この量の見込みにつきましては、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定いたします。今後の利用希望を把握するために、市のほうでは国で示す基本方針、また調査表のひな形に基づきまして、昨年11月に就学前児童、また小学生の保護者、各6,000件を対象としてニーズ調査を行つております。回収率は、以前ご報告させていただきましたが、55%ということでもございました。量の見込みの算出方法につきましては、国のほうも手引を示しております。また、地方版の子ども・子育て会議の議論を踏まえた上で、より効果的な、効率的な方法による算出を妨げよるものではないよるというふうにしておら

す。

ここで、この資料の15ページをごらんいただきたいと思います。これは、今月の初めに国のほうから情報提供ということで届いたものでございます。下のほうのそれぞれ自治体のほうでやったニーズ調査の結果について集計したものでございますけれども、国のほうとしてそれぞれの自治体の調査した結果、どういう取り扱いをすべきかというところの一応情報提供ということで流されたものです。下のほうに①、②とございます。①、5歳児調査と就学児調査、両方実施している市区町村においては、就学児調査の結果を量の見込みとする。②のほうでは、5歳児調査のみを実施している市区町村については、別紙傾向を踏まえ、5歳児調査と就学児調査の乖離度、または就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて5歳児調査の数値を補正して量の見込みとする。こういった取り扱いをしてもいいですよということで国のほうは示しております。手引による数字とニーズによる実態に近い量の見込み、そういったところを折半するような案ということで、こういったことが示されております。新潟市においては、就学児の調査も行っておりますので、①のほうがよりニーズに近いのかなというふうに考えております。こういったことでして、国の手引、また考え方、ほかの都市の算出方法などを参考に、市のほうでは新潟市の独自の算出方法により、より実態に近い見込み量の算出を行いたいというふうに考えております。

1 ページ目に戻っていただきまして、表のところには本市の算出方法ということで記載をさせていただいております。初めの算出のステップということで、算出対象児童です。27年から31年までの計画期間における将来人口推計を算出します。これにつきましては、国の手引どおりの算出になります。次のステップ2ということで、国の手引の方をご覧ください。(1)ということで、現在の就労状況に将来の就労意向を反映した潜在家庭類型による家庭別割合を算出します。新潟市では、そこに未就学児童と就学児の低学年、高学年に分けて、家庭別類型をさらに3つに分けて算出をしたいというふうに考えています。(2)の家庭別類型ごとに利用意向率を算出します。新潟市では、やはりここでも未就学児と低学年、高学年に分けて算出をしたいというふうに考えています。新潟市の(3)の方になるんですけれども、家庭別類型ごとにまた未就学児、就学児別、低学年のときの意向率、高学年のときの意向率を分けて算出をしたいというふうに考えています。(4)なんですけれども、昨年度調査した未就学児の見込みの量における26年、この4月の小学校1年生の実際の利用割合を算出します。さらに、2年生、3年生は昨年、25年時点の1年生、2年生の持ち上がり率を算出しておきます。これは、ステップの2として算出しておきまして、ステップの3ということで将来人口推計にそれぞれの家庭類型別割合を掛けて、それぞれの類型に合った児童数を算出をします。最後のステップ4として、ステップ3で出たそれぞれの類型別、あとまた未就学児とか低学年、高学年での児童数とそれぞれの利用意向率を掛けて見込み量を算出します。そういたしますと、本市の算出方法ではAからEまでの5種類の見込み量ができて、さらにAについては3種類の見込み量が出てまいります。また後ほど補足の説明をいたしますが、1枚めくっていただきまして、2ページ目が1ページ目の表に

あった細々した記号の解説になります。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。そちらは見込み量の算出方法の概要です。まず、上の表が未就学児、5歳児の調査、小学校の低学年、小学校の高学年児童の保護者を対象として、さらに低学年のときと高学年における利用希望を聞いたものをそれぞれAからEに区分けをしたものです。それぞれの調査がどこに当たるかというものをまず示しております。その下の表をごらんいただきたいんですけども、これが年度ごとの学年別に当てはめる形になります。25年のときの調査では、未就学児、5歳児ですけども、2年後、27年、来年度は小学校2年生になっていますので、その記載になっています。25年のときの低学年、1年から3年生については、27年では3年生から5年生、ここでいうとC、Dになります。調査時における4年生がここで6年生のみ、Eというふうになります。調査時の年齢を計画年の実年齢に合わせてスライドして数値を捉えていくという方法を算出方法として捉えていってとっていききたいというふうに考えています。

次の表、真ん中の表ですが、こちらが国の手引による算出方法での見込み量です。国の手引に従いますと、未就学児では利用意向率が52%という高い数値になります。また、就学児では低学年で33%、高学年では6%という数字が出てまいります。その下に乖離度というふうに記載しています。この乖離度ということにつきまして、この資料の16ページ、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。16ページには、全国の乖離度について集計した結果、暫定ですけども、国のほうから示されており、この乖離度の割合が高いほど実は乖離が少ないと、乖離度が100になればなるほど実は実態とそんなかけ離れていないというのがこの国の資料になっています。

3 ページに戻っていただきまして、先ほどの国の手引の算出方法の欄外に乖離度を記載しておりますけども、新潟市は低学年で64%の乖離度、高学年で12%の乖離度ということで、その下の指定都市の平均乖離度よりも数字が低い。数字が低いということは、ちょっと乖離しているというのがここで見てとれます。一番下の表をごらんいただきたいと思います。こちらが実際の値になります。一番下の26年、低学年が利用率が36%、高学年が2%となっております。国の手引による算出方法では、就学児では近い形のように見えますけれども、ただ26年の実績、現状よりも下がる数値が手引によっては出ているというふうな状況になっています。

そこで、未就学児と就学児、どちらの調査結果も使いまして、市独自の算出方法で見込みを出していきたいということで、下から2つ目の表、こちらが1 ページ目で説明した本市の算出方法により算出した暫定値でございます。低学年につきましては、平成27年、低学年では37%、高学年では3%ということで、26年より実績値がやっぱり上がっていくと、高学年は徐々に上がっていくというふうな結果になっております。ですので、まだ暫定値の数字ですけども、本市としては本市独自の算出方法をもって量の見込みをつかんでいきたいというふうに考えています。

4 ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらが新潟市全体のほか、区ごとの量の見込みの暫定値を示したものです。ニーズ調査の区ごとの分析がまだ完全に終わっていないということですので

で、あくまでも暫定値ということで示させていただいております。その中で、区のところは網かけをしているところ、江南区と西区でございますけれども、一番右の本年度の児童数でも高い数値となっておりますし、ニーズにおきましてほかの区に比べて非常に高いというような見込み量が出ております。これらの結果を踏まえまして、27年からの5カ年の見込み量を算出しまして、今後定めます子ども・子育て支援事業計画に反映していきたいというふうに考えております。

5ページ目からは、各年度の具体的な算出方法、だいぶ細かく、マニアックなものになっておりますけれども、後ほどご確認いただきたいと思っております。

以上で後半部分の資料説明を終わります。

○植木部会長

ありがとうございます。一生懸命調べていただいて、一生懸命説明をしていただいたということが伝わってきました。早い話が科学的な根拠に基づいて、正確に数字を出しましたよと、そういう解釈でよろしいですか。

○本間育成支援係長

はい、そう我々は考えております。

植木部会長 そのあたりは、信頼をしたいと思っておりますが、ただぱっと見た感じで国の手引による算出方法で出た利用意向率のほうが高くて、本市の算出方法で出た利用意向率が極端に低いように見えるんですが、これは低く出しているということではなくて、より新潟市の実態に合わせて算出方法を当てはめた結果、正確にこういう数字が出ましたよというふうに解釈してよろしいですか。

○本間育成支援係長

はい。実際の値にというよりも、実際は先行している横浜市さんなんかの算出方法をいろいろ研究しながら、国の手引による方法は明らかに未就学児の調査なんかちょっと違うんじゃないかという疑念がありましたので、そのあたりいろいろな研究をしまして、うちの算出方法がより現実的な見込み量を算出できるのではないかとということではじき出したものです。

○植木部会長

であればいいと思っておりますけれども、この算定率というか、これを間違えてしまうと大変なことになってしまいますから、そのあたりは吟味に吟味を重ねて、正確な計算方法をとってください。それはお願いしたいと思います。

では、今の事柄に関して、こういった市独自の算定方法でよいのかどうかということも含めてご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

これ8区ごとにこうやってばらすと、区の特徴が見えてくるような感じがしますけれども、何かそのあたりで、事務局のほうでこの数字を見て区ごとの特徴でつかんでいるものがあれば、報告いただけますか。

○本間育成支援係長

やはり江南区が一番高い数字になっています。見込み量もそうですし、実際の利用の数も高いというところで、やはり江南区につきましては宅地造成が進んでいると、しかもどうも区外からの転入者が多いということで、身近に頼れる祖父母がいないということで利用希望が高いのかなということが考えられます。

また、秋葉、南区あたりにつきましては、地域性から近くに祖父母など親族がいるということで、利用希望がほかの区よりちょっと低いのかなというふうに、一般的な感覚と、あと地域の人から聞き取った内容でそういうふうに捉えております。

○植木部会長

ありがとうございます。

皆さん、いかがでしょうか。大竹委員、何かございますか。

○大竹委員

まさに江南区に住んでおりますので、これは実感して、今の本間係長さんがおっしゃったように、多分そういうことかなというふうに思います。ただ、これ国の算出方法による利用意向率と本市の算出方法による意向率の差が15%ぐらい開いていますけれども、この利用率、今これ制度が変わっていく段階で、高学年も受け入れるというように、そういうふうになっていったときに、今まだモデル的にやっているだけのことで、全体ではないですね。そういうことを考えたとすると、そしてまた、さっきちょっとだけ触れましたけれども、女性がどんどん働き手として社会に必要とされていく状況の中で、でも子どもをたくさん産んでもらわなきゃいけないということもあるわけだし、じゃどこで負担を減らすか、山岸委員さんおっしゃったように、ちょっと企業のほうでも考えてもらわなきゃいけない、具体的に社会の力も引き出していかなきゃいけないというところもあるけれども、やはり必要とされているものに対して制度として整えていく必要もあるだろうし、そういうふうに制度が充実してくれば、またその利用もどんどん上がっていくということも考えられるので、本当にこの今当初、27年、28年、29年ぐらいはこのままいくのかもしれないけれども、じゃ平成30年以降もそのままこのぐらいでずっと移行していくかなという、どうなのかなというのをちょっと疑問に思っています。

○植木部会長

現時点での暫定値であります。見込み量ですね。これは、今の数字でしか当然出せないわけで、そうすると1年ごとというか、毎年最新のデータに基づいて、当然見込みは把握していかなければいけないだろうというふうに思われます。ただ、今現状の状態を把握する意味では、当然現状の数字を使わざるを得ないということの数字だろうというふうに解釈することができます。繰り返しになりますけど、やはり毎年最新の情報を更新するような、そういうふうな努力はやはり惜しまないでいただきたいなと思います。じゃ、よろしいですか、これに関しては。

それでは、ありがとうございました。今2つの議事について議論をいただきました。全体を通して、

あるいはそれ以外のところで何かご意見があれば、ここでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大竹委員

先ほどいただきました資料、やはり事前にしっかり見ておきたいので、よろしく願いいたします。

○植木部会長

そうですね。今回のご意見をまた反映させたものは、早急に委員の皆さんに送らせていただいて、本会議に出す前に回収するという、集約するという、これは余裕を持ってやっていきましょう。

それでは、議事をこれで終了いたします。

では、事務局にお返しします。

○古泉こども未来課長補佐

植木部会長さん、どうもありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。3、その他事務連絡ということで、事務局から今後の予定について連絡いたします。

○本間育成支援係長

それでは、私のほうから今後の予定についてご連絡をさせていただきます。

資料4のパブリックコメント（案）につきましては、不足の部分がまだまだありますので、早急に追加し、整えて委員の皆様にお届けした上で、さらによく見ていただいて、6月4日の本体会議の前に事務局に戻せるようなスケジュールを組んで、それを示してまたお送りしたいというふうに考えております。つきましては、6月4日に第4回の本体会議があるわけですけれども、部会で取りまとめたパブリックコメント（案）案と、あと量の見込みの算出方法につきまして、事務局のほうから報告をさせていただきたいと思います。その後パブリックコメント（案）、繰り返しになりますけれども、本体会議、また市議会への報告を経て、市民の皆様幅広く意見をいただきたいというふうに思っております。

次回の部会ですけれども、ちょっと恐縮なんですけれども、来月、6月に開催をしたいと思っております。パブリックコメント（案）とは別に、条例そのものの素案の確認と、ひまわりクラブ条例に定めます利用料金のほか減免制度、また指導員の待遇、また利用時間等についてご議論いただきたいというふうに考えております。

それでは、本日お配りしました日程調整表でご都合の悪い日をお聞かせいただければと思いますし、本日ご判明しなければ、またお帰りになって後日ファクス、メールなりでご連絡いただきたいと思っております。

連絡は以上でございます。

○古泉こども未来課長補佐

それでは、以上をもちまして第5回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。貴重なお時間をいただきまして、皆様どうもありがとうございます。